

## 水質保全対策事業（継続）

【652（572）百万円】

### 対策のポイント

農業用排水施設の水質汚濁に起因する障害を除去し、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全に貢献するための整備を実施します。

（農村における水質汚濁の現状）

農村の都市化・混住化の進展に伴い、農業用水の水質の汚濁に起因した農畜産物への被害や施設管理に障害が発生しています。

### 政策目標

集中豪雨などにより被害の発生するおそれのある農用地（延べ81万ha）について防災・減災対策を実施

< 内容 >

生活雑排水等による水質汚濁に起因する障害を除去又は防止するために行う農業用排水施設の改修を行います。

< 事業実施主体等 >

- 1．事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
- 2．補助率 1 / 2
- 3．事業実施期間 昭和45年度～

[ 担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 3502 - 6430（直）） ]